

派遣労働者の皆様へ
新型コロナウイルス感染拡大などに伴う
派遣労働者の相談窓口のご案内

群馬労働局では、新型コロナウイルス感染拡大などに伴い、派遣労働者の皆さまのための相談窓口を、職業安定部需給調整事業室に設置しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、派遣先から予期せぬ労働者派遣契約の解除などが行われ、労働契約も解除されてしまった場合など、下記相談窓口にご連絡ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため電話による相談としていただき、対面でのご相談の場合はマスクの着用をお願いいたします。

記

1 相談時間

平日の 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

2 相談窓口

名 称：群馬労働局職業安定部需給調整事業室

所 在 地：群馬県前橋市大渡町 1 - 1 0 - 7

群馬県公社総合ビル 9 階

電話番号：0 2 7 - 2 1 0 - 5 1 0 5

参考 労働者派遣事業のお知らせ等につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html